

田辺市斎場使用料 還付制度

- ☑ 申請には審査があります。
要件審査の為、同意書（申請書裏面）が必要です。
- ☑ 田辺市外の方が申請する場合は、当該区市町村が発行する住民票（世帯全員の写し（謄本））・非課税証明書が必要です。
- ☑ 所得制度特例還付は、同一世帯の中に1人でも課税者並びに生活保護受給者がいれば、対象外となります。
※課税者には区市町村より「納税通知書」が送付されます。申請前に必ずご確認ください。
- ☑ 市町村民税非課税とは、下記のとおり、判断します。
※申請日により、判断する書類が異なります。
1月～6月→前々年中の所得の非課税証明書類
7月～12月→前年中の所得の非課税証明書類

以下の場合、**田辺市斎場使用料の還付**が受けられます。（ケースによって、両制度の対象となる場合があります。）

01 ... 住所地特例還付

○死亡者が市外の特別養護老人ホームや障害者支援施設等の施設に入所または入居していたが、田辺市からその費用の支給を受けていた場合

○上記に準ずる施設等の利用により、田辺市が運営費を負担していた場合

区 分	還 付 額
12 歳 以 上	40,000 円
12 歳 未 満	20,000 円

02 ... 所得制度特例還付

田辺市斎場使用料の市内区分の取扱いを受けた方で、下記要件を全て満たす場合

利用の許可を受けた者（火葬許可申請者）の同一世帯全ての世帯員が、

- 要件① 市町村民税非課税であること
- 要件② 生活保護を受けていないこと

区 分	還 付 額
12 歳 以 上	10,000 円
12 歳 未 満	5,000 円

必要書類

- 田辺市斎場使用料還付申請書（兼同意書）
- 火葬許可証または火葬の事実を証する書類（火葬証明書）などの写し
- 領収書
- 印鑑 ※認印可。字句訂正にも必要です。
- 通帳等 ※還付金の受取に使用する金融機関の通帳をご持参ください。
（あらかじめ「相手方登録（変更）兼口座振替依頼申出書」を提出済みの場合は不要です。）
- 委任状 ※「申請者」と「振込口座名義人」が異なる場合に必要です。
- 申請同意書 ※「申請者」と別の方が申請する場合に必要です。



申請先 / 問合せ先

田辺市役所 環境課

☎ 0739-26-9927

受付時間 / 8時30分～17時15分 ※夜間・土・日・祝祭日、年末年始は除く